

定 款

一般社団法人 千葉県臨床工学技士会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人千葉県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を千葉市中央区新田町 2 番 3 号医療法人緑栄会三愛記念病院内に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、千葉県における臨床工学技士の職業倫理の高揚、技士相互の連帯交流を深めるとともに学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、地域の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の資質及び教育の向上と啓蒙活動に関する事業
- (2) 臨床工学技士相互の連帯交流に関する事業
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (4) 臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究
- (5) 内外関連団体との連帯交流に関する事業
- (6) 臨床工学に関する助成及び顕彰
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

<http://www.chibarinkou.com/>

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 千葉県に勤務又は居住し、当法人の目的に賛同して入会した臨

床工学技士

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員、準会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第 8 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当したときは、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 免許を失ったとき
- (2) 会費の納入が 1 年以上なされなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員とし

ての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、正会員に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の2週間前までに通知を発しなければならない。

- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定める事項

(書面による決議権行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、第18条、第19条の規程の適用については、その社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、議長及び出席した理事がこれに署名押印若しくは記名押印し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内(会長、副会長を含む)
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の全ての理事は業務執行理事とする。
 - 4 業務執行理事の中から副会長を2名選出する。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者若しくは他の理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時と同一の時までとする
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了により退任した後も、第23条に定める定

数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 会員の資格を失ったとき
- (2) 役員として著しく逸脱した行為をしたとき
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他解任すべき正当な事由があるとき

(報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任の免除

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年12回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長に欠員又は事故があるときは、理事会において予め定めた順序により他の理事がこれに当たる。

3 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して会日の7日前までに発しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出する

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席した理事及び監事がこれに署名押印若しくは記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決によ

り別に定める。

第6章 資産及び会計

(財産の構成)

第39条 当法人の財産は、次をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 当法人の財産管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、第39条に定める財産をもって支弁する。

(特別の利益の禁止)

第42条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第1号の書類については定時社員総会にその内容を報告し、第3号及び第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を得て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第49条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

一般社団法人千葉県臨床工学技士会施行細則

I. 理事・監事選出規程

第1章 総則

第1条 定款第24条に基づき、理事および監事の選出を次のごとく定める。

第2条 選挙権および被選挙権を有する者は、(選挙告示日現在) 会費を完納している正会員に限る。

第2章 選挙管理委員会

第3条 理事および監事を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長を互選する。ただし、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

(1) 選挙の告示

(2) 理事および監事候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

(3) 投票および開票の管理と当選の確認。

(4) 総会に選挙結果を報告

第6条 選挙管理委員会の任期は2年とする。

第3章 選挙

第7条 理事および監事に立候補しようとするもの、または候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会に文書をもって届け出る。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

第8条 立候補、推薦候補の届出締切は投票日2ヶ月前とする。

第9条 選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行ない、理事および監事についてそれぞれ連記制(投票数は定数以内)とする。定数以上が連記された場合は、当該投票を無効とする。

第10条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。

第11条 理事選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。

第4章 無投票当選

第12条 選挙締切日を過ぎても、候補者が定員を超えないとき、または、超えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

第5章 異議の申立て

第13条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に申立てることができる。

付 則

1. この規程は、理事会の議決を経て、総会での議決を必要とする。
2. この規程は、平成25年6月9日より施行する。

II. 総会規程

第1章 総 則

- 第1条 総会運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。
- 第2条 司会者は、会長が指名し、議長が決定するまでの会議の責任を持つものとする。

第2章 議長の選出

- 第3条 司会者は、仮議長となって出席正会員の中から議長を選出する。議長は2名以内とする。
- 第4条 正会員がやむをえない理由により出席できない場合は、定款第20条の定めるところにより、委任状をもって表決を託することができる。
- 第5条 議長は、会議の議事を記録するため、書記を2名任命しなければならない。
- 第6条 議長は、定款第19条に定める定足数を確認し、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。
- 第7条 総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 第6条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。
- 第9条 会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。
- 第10条 総会に提案する場合は、次の各項によらなければならない。
- (1) 提案主旨を印刷し、総会の14日前までに会長に送付する。
 - (2) 修正動議は、予め文章を印刷し議長に提出しなければならない。
 - (3) 緊急の事情により、総会当日に提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。
 - (4) 予算を伴う場合は、修正の結果必要とする経費を明らかにした文章を添えなければならない。
- 第11条 採決を行うときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。
- 第12条 採決の順序は、議長がこれを定め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。
- 第13条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 第14条 採決の方法は次の各項の一つとする。
- (1) 拍手
 - (2) 挙手
 - (3) 起立
 - (4) 無記名投票
- 第15条 票決を行った場合議長はその結果を宣言する。

第16条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

付 則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成21年8月2日より施行する。

Ⅲ. 入会に関する規程

第1条 この規程は、定款6条から7条に規程する正社員の入会について定める。

第2条 一般社団法人千葉県臨床工学技士会正会員は、社団法人日本臨床工学技士会正会員になるものとする。

付則

1. この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成21年8月2日より施行する。

Ⅳ. 会費に関する規定

第1条 定款第7条に基づき、会費を次のごとく定める。

第2条 正会員の入会費は3,000円とする。

第3条 正会員の年会費は5,000円とする。

第4条 プラチナ割適応正会員の年会費は3,000円とする。

第5条 賛助会員の年会費は20,000円とする。

付則

1. 以下の条件を満たす正会員にプラチナ割を適応する。
 - i. 満60歳以上の正会員
 - ii. 当会に10年以上正会員として在籍しているもの
 - iii. 上記条件を満たしその個人よりホームページ上の指定書式にて申請があった場合
2. この規定は、総会の議決を経なければ変更できない。
3. この規定は、平成28年6月19日より施行する。

Ⅴ. 事務局規程

第1条 この規程は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。

第2条 事務局には、理事会の同意を得た所要の職員を置くことができる。

第3条 会長は、会計を担当する財務担当理事を任命する。

- 2 財務担当理事は会計責任者とする。

第4条 事務局には、次の帳簿および書類を整備しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (4) 総会、理事会等の議事に関する書類

- (5) 金銭出納簿等の会計に関する帳簿
- (6) 財産目録
- (7) 許・認可及び登記等に関する書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

第5条 この規程で定められていない必要事項は理事会の議決によるものとする。

付 則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成21年8月2日より施行する。

VI. 出張旅費規程

第1条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

- (1) 電車賃 普通旅客運賃（付随する特急料金は実費支給）
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

但し、出張距離によって航空機の使用を許可することもある。

第3条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊費は宿泊日数に応じてこれを支給する。

但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊費を支給しない。

第4条 宿泊費は、一泊当たり10,000円を限度とし朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第5条 日当は、一日当たり5,000円とし昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

第6条 日帰り出張は、交通費の実費のみ（公共交通機関交通費を基準とし、所属施設から出張先まで）を支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第7条 本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

第8条 本会の理事会、委員会の開催にあたっての出張は、交通費の実費のみを支給する。

付則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成23年12月13日より施行する。

VII. 慶弔規程

第1条 この規程は、会員の慶弔及び相互扶助について定める。

第2条 会員が次の該当する場合は、祝意、弔意の表明をする。

- (1) 結婚での祝電
- (2) 死亡での弔電、生花
- (3) 配偶者死亡での弔電、生花
- (4) 血族の1親等死亡での弔電
- (5) 理事会が必要と認めた時

第3条 会員以外における関連団体役員の出張に関しては、会長、副会長、事務局長に委任し、理事会を経るものとする。

付則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成21年8月2日より施行する。

VIII. 講演謝金、執筆料に関する規程

第1条 この規程は、学会、研究会、勉強会、研修会等における講演に対する謝金と、会誌等の執筆料について定める。

第2条 金額等詳細は、施行細則資料1に記載する。

付則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成23年12月13日より施行する。

IX. 賛助会員の特典に関する規定

第1条 この規定は、賛助会員（施設、企業）の特典に関する規定を定める。

第2条 賛助会員に所属する人員が本会主催の研究会、勉強会に参加する場合、10名を限度に正会員の参加費で参加を認める。

第3条 賛助会員より本会運営のホームページに求人広告の要請が有った場合、3カ月間を限度に掲載を許可する。

付則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成23年12月13日より施行する。

X. 広告掲載に関する規定

第1条 この規定は、本会の発行する刊行物への広告掲載について定める。

第2条 本会の発行する刊行物への広告掲載は、賛助会員でなければならない。

第3条 本会会誌「臨床工学」（年1回発行）への広告掲載は、原稿サイズA4モノクロ、掲載料1ページ30,000円とする。

第4条 抄録集への広告掲載は、原稿サイズA4モノクロ、掲載料1ページ5,000円とする。
また、非賛助会員も可とし、掲載料1ページ10,000円とする。

付則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
2. この規程は、平成25年2月12日より施行する。